

令和2年4月23日

市立園所に在籍するお子様の保護者様

川西市教育委員会

5月7日以降について

新型コロナウイルス感染症について、令和2年4月7日に、国は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発令し、緊急事態措置を実施すべき区域の1つに兵庫県を指定しました。この事態を市は重く受けうけとめ、幼稚園・保育所・認定こども園を5月6日まで休園所といたしました。保護者の皆様には感染拡大予防のため、自宅での保育にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

皆様におかれましては、先の見通しが持てず、不安な日々を過ごされていると思います。そこで現段階で分かっていることを少しでも皆様にお伝えできたらと考えております。未定なことが多いですが、下記のように今現在考えておりますのでよろしくお願いします。

1. Q. 5月7日から開園所しますか？いつわかりますか？
A. 休園所は現段階では、5月6日までとしておりますが、国・県からの通知が今現在（4月23日時点）なく、5月7日からの対応については未定です。決定しましたらすみやかに皆様にご連絡いたします。
2. Q. 幼稚園・認定こども園の入園式はどうするのか。
A. 再開（開園）の時期が決まってから、学校とも調整を図りながら検討してまいります。
3. Q. こども園1号の給食はいつから？幼稚園の弁当はいつからですか？
A. 例年、入園・進級後は慣らし保育期間を設けています。今年度は、再開（開園）後、子ども達の様子やアレルギー対応の準備等を考慮し、給食・弁当開始日を検討してまいります。
4. Q. 年間行事は、従来通り行われますか？
A. 例年通り実施できないと考えております。行事の延期や中止については、決まり次第在籍園所よりお伝えいたします。
5. Q. 仕事を休むために、休園所している証明を発行していますか？
A. 各園所で発行できますので、各園所にお問い合わせください。

問合せ先

川西市教育委員会 幼児教育保育課

電話 072-740-1175